

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和3年3月10日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000164 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000022 号

## 第 1 結論

請求期間のうち、平成 16 年 4 月から平成 17 年 1 月までの期間については、国民年金保険料を追納した期間、又は国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

また、請求期間のうち、平成 17 年 2 月及び同年 3 月の期間については、既に国民年金保険料が納付済みとして記録されていることから、訂正することはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 50 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 16 年 4 月から平成 17 年 3 月まで

私は、在職中の平成 16 年 2 月に A 国に 1 年ほど留学するため B 町役場（当時）で必要な手続を行った。その際に学生納付特例制度を利用できるとの説明も受けた覚えがあるのでその申請をしたかもしれない。

平成 25 年 5 月に、過去の学生納付特例期間の追納及び保険料納付可能期間の後納ができるとの案内を受け取ったが、平成 16 年 4 月から平成 17 年 1 月までの期間が国民年金の空白期間とされていたり、平成 17 年 9 月に大学院を修了したのに、平成 17 年度の 1 年間は学生納付特例期間とされていたりしたため、年金事務所に相談に行った。そこで説明を受け、平成 17 年度の学生納付特例期間について変更手続を行った上で、請求期間を含めた平成 16 年 4 月から平成 18 年 3 月までの期間について、追納及び後納することを申込み、保険料を納付した。

保険料は平成 25 年 5 月頃に納付したが、その後に届いた書類には、請求期間を含め全て納付済みとされていたことも覚えている。その書類は見付からないが、国民年金に空白期間がないように年金事務所で相談し、間違いなく請求期間の保険料を納付したはずなので、調査した上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）は、

平成7年9月頃に払い出され、請求者が20歳に到達した平成7年\*月に国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われている。この被保険者資格については、請求者が共済組合の組合員資格を取得した平成13年10月1日（同組合員資格は、平成16年4月1日に喪失）に喪失し、その後、請求者が国民年金の被保険者資格を再度取得したのは、海外からの転入により、平成17年2月19日とされていることから、請求者は、請求期間のうち、平成16年4月から平成17年1月までの期間については、年金制度に未加入とされている。

また、オンライン記録によると、請求期間のうち、平成17年2月及び同年3月の期間については、学生納付特例により保険料が納付猶予された期間として承認されているところ、当該期間の保険料については、平成25年5月17日に追納申込みが行われた上で、同年10月18日に納付されていることが確認できる。

これに対し、請求者は、請求期間の保険料について、平成25年5月頃に平成17年4月から平成18年3月までの期間に係る学生納付特例期間の追納及び保険料納付可能期間の後納と合わせて、追納又は後納したとして、年金記録の訂正を求めている。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者は、追納申込みを平成25年5月17日及び同年11月8日、後納申込みを平成25年10月30日に行った記録は確認できるものの、申込期間については、合わせて平成17年2月から平成18年3月までの期間とされており、請求期間のうち、平成16年4月から平成17年1月までの期間に係る申込記録は確認できない。

また、上述の申込記録のうち、日本年金機構において保管されている平成25年5月17日受付の国民年金保険料追納申込書及び平成25年10月30日受付の国民年金後納保険料納付申込書を見ると、申込期間は、いずれもオンライン記録と一致しているほか、請求者の氏名及び住所等記載されている事項においても不自然な点は見受けられない。

さらに、請求者は、平成25年頃に、過去の保険料納付可能期間の保険料を後納したとも陳述しているが、オンライン記録によると、平成17年10月から平成18年3月までの期間について、平成25年10月に後納保険料の納付申込みを行い、同年11月に納付していることから、請求期間のうち、平成16年4月から平成17年1月までの期間に係る後納保険料の納付申込みを行った可能性もうかがえる。しかし、戸籍の附票によると、請求者は、平成16年2月26日に当時居住していたB町（現在は、C市）からA国へ転出し、平成17年2月19日にB町へ転入（届出日は平成17年3月2日）したことが確認できることから、制度上、海外在住期間については、後納保険料を納付することはできないことから、請求者は、この方法を用いることができない。

加えて、請求者は、請求期間である平成16年度（平成16年4月から平成17年3月まで）について、在職中の平成16年2月にB町役場で学生納付特例の申請をしたかもしれない旨陳述しているものの、i）制度上、学生納付特例が承認されるのは、申請のあった日の属する年度の末月までであり、平成16年2月（平成15年度）に申請したとしても、請求期間は承認されないこと、ii）上述のとおり、

請求者は、平成 16 年 2 月 26 日から平成 17 年 2 月 19 日まで、A 国に住所地を定めており、制度上、海外在住期間については、学生納付特例の対象とされていないこと、iii) 日本年金機構が保管する請求者の平成 16 年度に係る国民年金学生納付特例申請書を見ると、B 町役場における受付日は海外から帰国後の平成 17 年 3 月 2 日とされ、学生納付特例を受けようとする期間は平成 17 年 2 月及び同年 3 月である旨記載されていることが確認でき、これらはオンライン記録と一致していることなどを踏まえると、請求者が請求期間に係る学生納付特例の申請をし、承認されたとする事情は見いだせず、請求者が平成 25 年 5 月頃に請求期間の保険料を追納したとは考え難い。

このほか、請求者は、請求期間について、保険料が納付済みと記載された書類を受け取ったとするものの、当該書類の提出はなく、請求者の陳述する状況をうかがい知ることはできないほか、請求期間については、基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）が導入された平成 9 年 1 月以降の保険料の納付に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が請求期間の保険料を納付していたことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、平成 16 年 4 月から平成 17 年 1 月までの国民年金保険料を追納していた、又は国民年金後納保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、請求期間のうち、平成 17 年 2 月及び同年 3 月の期間については、既に国民年金保険料が納付済みとして記録されていることから、訂正することはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000173 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000023 号

## 第 1 結論

昭和 41 年 4 月から昭和 42 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名（続柄）：女（妻）  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和 16 年生  
住 所：

### 2 被保険者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和 14 年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間：昭和 41 年 4 月から昭和 42 年 3 月まで

夫（訂正請求記録の対象者）の国民年金の加入手続は、昭和 41 年 6 月に A 市 B 区役所で婚姻の届出をした際に、私が自身の加入手続と併せて行った。請求期間のうち、昭和 41 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分の保険料については、その場で、夫の分の国民年金印紙も購入して国民年金手帳に貼り、同区役所の窓口で検認印を押してもらい二人分納付した。残りの期間の保険料についても、私が 2 か月か 3 か月ごとに同区役所で国民年金印紙を購入し、同様の方法で二人分納付した。

保険料を納付していたことを証明できる当時の国民年金手帳は既に処分し、家計簿等の資料も保管していないが、私が保険料を納付したのは確かなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間は 12 か月と短期間であり、訂正請求記録の対象者は、請求期間を除く国民年金加入期間において、保険料を全て納付している。

また、国民年金受付処理簿によると、訂正請求記録の対象者の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 8 月 26 日に夫婦連番で払い出されていることから、訂正請求記録の対象者に係る国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和 41 年 4 月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の保険料を自身の保険料と併せて納付する

ことが可能であった。

しかしながら、A市が管理していた国民年金被保険者名簿及び国が管理していた国民年金被保険者台帳によると、いずれも訂正請求記録の対象者に係る請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらず、これらの記録はオンライン記録とも一致し、不自然な点は見受けられない。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の保険料納付について、A市B区役所で国民年金の加入手続の際に国民年金印紙を購入して同区役所の窓口で自身の保険料と併せて一部納付し、残りの期間についても、2か月か3か月ごとに同区役所で国民年金印紙を購入して二人分納付したと陳述している。しかしながら、オンライン記録によると、請求者に係る請求期間の保険料も訂正請求記録の対象者と同様に未納とされており、請求者の陳述に沿って保険料を納付したとすると、請求期間において、二人分の保険料納付が複数回にわたり順次行われていたこととなるが、その全ての事務処理において、同様の誤りが繰り返し生ずる可能性は低いものとみられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、訂正請求記録の対象者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある漢字、読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、訂正請求記録の対象者に対しては、上述の昭和41年8月26日にA市において払い出された国民年金手帳記号番号以外に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000207 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000024 号

## 第 1 結論

昭和 41 年 4 月から昭和 42 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 16 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 41 年 4 月から昭和 42 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和 41 年 6 月に A 市 B 区役所で婚姻の届出をした際に、夫の加入手続と併せて行った。請求期間のうち、昭和 41 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分の保険料については、その場で、夫の分の国民年金印紙も購入して国民年金手帳に貼り、同区役所の窓口で検認印を押してもらい二人分納付した。残りの期間の保険料についても、私が 2 か月か 3 か月ごとに同区役所で国民年金印紙を購入し、同様の方法で二人分納付した。

保険料を納付していたことを証明できる当時の国民年金手帳は既に処分し、家計簿等の資料も保管していないが、私が保険料を納付したのは確かなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間は 12 か月と短期間であり、請求者は、請求期間を除く国民年金加入期間において、保険料を全て納付している。

また、国民年金受付処理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 8 月 26 日に夫婦連番で払い出されていることから、請求者に係る国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和 41 年 4 月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間の保険料を夫の保険料と併せて納付することが可能であった。

しかしながら、A 市が管理していた国民年金被保険者名簿及び国が管理していた国民年金被保険者台帳によると、いずれも請求者に係る請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらず、これらの記録はオンライン記録とも一致し、不自然な点は見受けられない。

また、請求者は、請求期間の保険料納付について、A 市 B 区役所で国民年金の加入

手続の際に国民年金印紙を購入して同区役所の窓口で夫の保険料と併せて一部納付し、残りの期間についても、2か月か3か月ごとに同区役所で国民年金印紙を購入して二人分納付したと陳述している。しかしながら、オンライン記録によると、夫に係る請求期間の保険料も請求者と同様に未納とされており、請求者の陳述に沿って保険料を納付したとすると、請求期間において、二人分の保険料納付が複数回にわたり順次行われていたこととなるが、その全ての事務処理において、同様の誤りが繰り返し生ずる可能性は低いものとみられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある漢字、読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の昭和41年8月26日にA市において払い出された国民年金手帳記号番号以外に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が、請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000170 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000025 号

## 第 1 結論

昭和 43 年 10 月から平成\*年\*月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和 19 年生  
住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 43 年 10 月から平成\*年\*月まで

私は、昭和 43 年 9 月に会社を退職し、自営で仕事を始めたので、同年 10 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、納付期限に遅れることなく、市役所の窓口で納付していたと記憶している。請求期間当時は、確定申告書の作成を税理士事務所に依頼し、自身でも帳面等をきちんと作成していたので、税金や国民年金保険料は漏れがないように納付していたはずである。今回、国民年金保険料を納付したことが確認できる資料として、確定申告書及び経費明細書を提出するので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、昭和 43 年 9 月に会社を退職し、自営で仕事を始めたので、同年 10 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所の窓口で請求期間の国民年金保険料を継続して納付したとして、年金記録の訂正を求めている。

また、請求者は、当時の国民年金保険料の納付が確認できる資料として、昭和 54 年分から昭和 58 年分までの所得税の確定申告書及び一部期間に係る経費明細書を提出している。このほかに、請求者が請求期間当時、確定申告書の作成を依頼していた税理士事務所からは、請求期間のうち、昭和 55 年分以降に係る所得税の確定申告書及び一部期間に係る確定申告の調書、並びに一部期間に係る A 市発行の国民年金保険料納付済通知書（以下、併せて「確定申告書等」という。）の提出を受けた。

オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は、請求者が平成\*年\*月に厚生年金保険の被保険者資格を再取得したことを契機に、当該厚生年金

保険に係る記号番号を用いて、請求期間後の平成\*年\*月に初めて付番されているが、国民年金の被保険者期間については記録がない。このことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間の国民年金保険料を継続して納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求者及び税理士事務所には、請求期間のうち、昭和 53 年以前に係る資料の保管はされていないが、昭和 54 年分から平成\*年分までの確定申告書等の提出があり、このうち、昭和 54 年分から平成 5 年分までの各年において国民年金保険料に係る記載が確認できるところ、その金額は一人分の 1 月から 12 月までの国民年金保険料支払額と一致又はおおむね一致している。

一方、オンライン記録によると、請求者の妻は、請求期間のうち、昭和 47 年 11 月に婚姻した後の期間は国民年金保険料を全て納付しており、平成 6 年分から平成\*年分までの確定申告書等によると、請求者は、自身の確定申告において妻の分の国民年金保険料支払額を含めている状況が見受けられる。これらのことを踏まえると、昭和 54 年分から平成 5 年分までの確定申告書等において確認できる国民年金保険料支払額も、妻の分が記載されたものとするのが自然である。

また、請求期間のうち、平成 6 年分から平成\*年分までの確定申告書等においても、各年の国民年金保険料の支払額の記載が確認できるところ、その金額は妻及び子に係る、A 市発行の国民年金保険料納付済額通知書の保険料額と一致しており、請求者の当該期間に係る同通知書は、国民年金保険料納付額が 0 円とされている。

さらに、請求期間のうち、平成\*年分の確定申告書等においては、国民健康保険料及び請求者が当時、勤務していた事業所に係る社会保険料についての記載はあるものの、国民年金保険料の記載は確認できず、平成\*年分の確定申告書等から請求者が国民年金保険料を納付したとは推認し難い。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、請求者の氏名に関して可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間当時に居住していた B 市及び A 市は、請求者に係る国民年金の記録は確認できない旨回答している。

その上、請求期間のうち、国民年金手帳記号番号が制度上使用されていた時期（平成 8 年 12 月以前）については、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、請求期間のうち、基礎年金番号が制度上使用されている時期（平成 9 年 1 月以降）については、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付していたことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。